

がんのリンパ浮腫研究会会則

第1章 名称および事務局

第1条 本会はがんのリンパ浮腫研究会と称する。

英文名称は Society for Lymphedema Associated with Cancer Treatment とする。

第2条 本会は事務局を 名古屋市昭和区鶴舞町 65 名古屋大学医学部 産婦人科学教室内に置く。

第2章 目的および事業

第3条 本会は、がんの診療に関連して生ずるリンパ浮腫に関する研究、教育を行い、リンパ浮腫治療の均てん化とリンパ浮腫に悩む患者の QOL の向上に寄与することを目的とする。

第4条 本会は、下記の事業を行うものとする。

- (1) 年に1回の学術総会を開催する。
- (2) その他、リンパ浮腫への対応に関する事業。

第3章 会員

第5条 会員は本会の目的に賛同し、施設会員、個人会員、賛助会員および名誉世話人をもって構成する。

2. 施設会員は医療機関とする。
3. 個人会員は医師、看護師、理学療法士、作業療法士、薬剤師、鍼灸マッサージ師など医療国家資格を有する者とする。
4. 賛助会員は本会の目的に賛同し、本会の事業を援助する団体で、世話人の推薦があるものとする。
5. 名誉世話人は満70歳以上で世話人を務めた者とし、世話人会で推薦する。世話人の在任期間中に満70歳を迎えても、次回の代表改選までは任期が延長される。
6. 65歳を超えて70歳前に世話人を辞退した者で、総会会長を務めた者あるいは本会に多大な貢献をした者は世話人会の議を経て名誉世話人に推薦できる。
7. 本会に入会を希望するものは所定の入会申込書を入会費とともに本会事務局に提出する。
8. 会員が本会を退会するときは、その旨を事務局に届け出なければならない。
9. 会員が次のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。(1) 施設会員が所定の年会費を2年間滞納したとき (2) 本会会員情報より連絡がとれないとき

第4章 役員

第6条 本会には次の役員をおく。

代表：1名 副代表：2名 会長：1名 世話人：若干名 監事：2名

2. 代表は本会を代表し、会務を統括、執行する。
3. 副代表は代表を補佐し、代表が会務を統括、執行できないときに会務を代行する。
4. 会長は学術総会を主宰する。
5. 世話人は会の運営に関して代表を補佐する。
6. 監事は研究会の運営および財産の状況を監査する。
7. 役員の前年は70歳とする。但し、役員の前任期間中に満70歳を迎えても、次回の代表改選までは任期が延長される。

第7条 代表は世話人の互選により選出される。任期は3年とし、再任は妨げない。

2. 副代表は世話人の中から代表が委嘱する。
3. 会長は世話人の中から世話人会において推薦され、代表が委嘱する。任期は1年とする。

会長の交代は学術集会終了時とする。

4. 監事は世話人の中から互選により選出される。任期は3年とし、再任は妨げない。

5. 世話人は新世話人を推薦することができる。推薦された新世話人は世話人会の承認を得た上で、代表が委嘱する。

第5章 会議および委員会

第8条 本会の運営に関する事項は世話人会で決定する。

2. 世話人会は定期的に年1回開催され、出席者および委任状の過半数をもって成立する。世話会の運営は代表が行う。

3. 世話人の1/3以上の要請があった場合、あるいは代表が必要と認めた場合、臨時世話人会を開催する。臨時世話会の運営は代表が行う。

4. 世話会の決定事項は総会で報告する。

5. 名誉世話人は世話人会に出席して意見を述べることができる。但し議決権はない。

第9条 年に1回総会を開催する。

第10条 本会の事業の運営および発展のために各種の委員会をおくことができる。

2. 委員会の設置および廃止は世話会の議決によって行う。

3. 委員会の委員長および委員は世話会の議を経て、代表が委嘱する。

第6章 資産および会計

第11条 本会の資産は次のとおりとする。(1) 入会費 (2) 年会費 (3) 事業に伴う収入 (4) 資産から生ずる収入 (5) 寄付金 (6) その他の収入

2. 会の資産は事務局が管理する。

第12条 本会の会計年度は11月1日に始まり、10月31日に終わる。

第13条 本会の決算および予算は世話会の承認を得るものとする。

第14条 本会会員は入会時に入会費を納入しなければならない。

2. 施設会員の入会費は2,000円、個人会員の入会費は1,000円とし、賛助会員の入会費は30,000円とする。

第15条 本会施設会員は入会の次年度より所定の年会費を納入しなければならない。

2. 施設会員の年会費は、2,000円とする。

第16条 既納の入会費・年会費は、いかなる事由があっても返還しない。

第7章 会則の変更ならびに解散

第17条 本会則の変更は、世話会の出席者および委任状の過半数の同意を必要とする。

第18条 本会の解散は、世話会の議を経て、世話会出席者の2/3以上の同意を得る。

この場合委任状は出席とみなす。

付則：本会則は、平成19年12月15日より発効する。

本会則は、平成20年12月20日より発効する。

本会則は、平成21年11月28日より発効する。

本会則は、平成22年11月20日より発効する。

本会則は、平成25年12月14日より発効する。

本会則は、平成26年2月1日より発効する。

本会則は、平成29年11月25日より発効する。

本会則は、令和4年6月1日より発効する。